

建設工事における社会保険等の加入確認の実施について

かねてからお知らせしていますように、大和郡山市発注の公共工事における雇用保険、健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）の未加入対策として、市内本店業者、市外本店業者にかかわらず、建設工事における大和郡山市競争入札参加登録業者審査申請について、**平成31年度申請分から社会保険等の加入を要件とし、社会保険等に未加入の者（法令の規定により適用除外とされている者を除く）は不受理となります。**

社会保険等の加入状況は、大和郡山市競争入札参加登録業者審査申請書類のうち、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「経審」という。）の写しによって確認いたします。

経審の「その他の審査項目（社会性等）」欄の「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」の全てが「有」又は「除外」であれば、大和郡山市競争入札参加登録業者審査申請における社会保険等の加入要件を満たしているものとみなします。

なお、**経審の発行後に社会保険等に加入し保険料を納めている場合は、次の通知書等（写し）を提出して下さい。**

- (1) 健康保険、厚生年金保険の場合は、①か②のいずれかを提出
 - ① 「直近の標準報酬決定通知書」の写し
 - ② 「直近月の保険料の納入に係る領収証書又は納入証明書」の写し
- (2) 雇用保険の場合は、①か②のいずれかを提出
 - ① 「直近の労働保険概算・確定保険料申告書及び申請時点で納期が到来した保険料の領収証書又は納入証明書」の写し
 - ② 「直近の労働保険納入通知書及び申請時点で納期が到来した保険料の領収証書又は納入証明書」の写し

上記の通知書等（写し）により確認できた場合は加入業者とみなし、入札参加資格審査申請を受付いたします。

平成30年12月

大和郡山市入札検査課